

コミュニティバス「くすっぴー号」のセット券を販売します

企画振興課 企画・地方創生係 (Tel64-1504)、福祉事務所 福祉総務・障がい福祉係 (Tel64-1518)

- **セット券の内容**
コミュニティバス乗車券2回分と対象施設の入館券1回分を1セットとしたセット券を1セットとしたお得なチケットを販売します。
- **利用できる人**
▼ 市内在住の65歳以上の人
▼ 市内在住の障がいのある人で、身体障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳の交付を受けている人
- **対象施設**
▽ 山川総合保健福祉センター「げんきかん」
▽ 高田総合保健福祉センター「あたご苑」
- **販売金額**
2千円(20枚綴り)
- **販売場所**
「げんきかん」、「あたご苑」、および市役所企画振興課



※「くすっぴー号」の車内では販売しません。

ブラジルチドメグサの除去にご協力ください

建設課 水路係 (Tel64-1531)



▲繁茂している水路の様子



▲ブラジルチドメグサ

近年、市内の水路にブラジルチドメグサが繁殖しています。ブラジルチドメグサは特定外来生物に指定されており、生態系に影響を及ぼす恐れがあります。市では地域住民の方からの情報提供や職員による巡回により、できる限りの発見・除去に努めておりますが、広範囲に繁殖するため、完全には除去ができていない状況です。完全に除去するには、小さいうちに除去することが効果的です。秋口から冬場にかけては繁殖力が弱まり、小さくなっているものも見られますので、人力でも除去しやすい状態です。建設課では、除去の際に必要な道具の貸し出しを行っています。地域での清掃活動などの機会に除去へのご協力をお願いします。※水路から除去したブラジルチドメグサは、通行の支障にならないように水路畔などに捨ててください。

市定住促進住宅入居者を募集しています

都市計画課 住宅政策係 (Tel64-1532)

- **対象住宅**
みやま市定住促進住宅 山川団地(山川町立山382番地2) 部屋タイプⅡ3DK 小学校区Ⅱ校舞館
 - **申込資格**
1 市税等を滞納していないこと。
2 申込者の年間収入の12分の1の額が、毎月の家賃と共益費の合計額の3倍以上であること。
3 みやま市営住宅およびみやま市定住促進住宅の明け渡し請求を受けたことがないこと。
4 申込者および同居者が暴力団員でないこと。
※その他の条件はみやま市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例によります。
 - **申込書配布場所**
都市計画課 住宅政策係
 - **提出先**
都市計画課 住宅政策係
- ※詳しくはお尋ねください。

児童扶養手当・特別児童扶養手当額が変更になります

子ども子育て課 子ども子育て係 (Tel64-1535) (Fax64-1519)

令和2年度の児童扶養手当および特別児童扶養手当の手当額が、0.5%の引き上げとなります。なお、額の引き上げは、4月分からです。※令和2年1月に発表された「2019年全国消費者物価指数」の実績値(対前年比0.5%増)に合わせた改定です。

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けるには、申請が必要です。
※支給要件など、詳しくは問い合わせください。

■ **児童扶養手当**
離婚などでひとり親になった家庭などの生活安定を図り、自立を促進することを目的に支給される手当です。

■ **特別児童扶養手当**
精神または身体が、法令で定める程度以上の障がいの状態にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

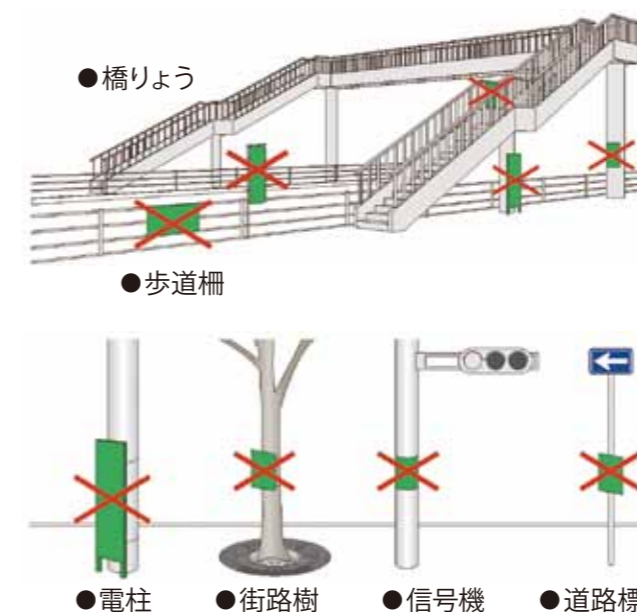
令和2年度の児童扶養手当および特別児童扶養手当の金額が、0.5%の引き上げとなります。なお、額の引き上げは、4月分からです。※令和2年1月に発表された「2019年全国消費者物価指数」の実績値(対前年比0.5%増)に合わせた改定です。

新旧の手当額(月額)

手当の名称		額改定前	令和2年4月～	
児童扶養手当	全部支給	42,910円	43,160円	
	一部支給	10,120円～42,900円	10,180円～43,150円	
	第2子加算額	全部支給	10,140円	10,190円
		一部支給	5,070円～10,130円	5,100円～10,180円
第3子以降加算額	全部支給	6,080円	6,110円	
	一部支給	3,040円～6,070円	3,060円～6,100円	
特別児童扶養手当	1級	52,200円	52,500円	
	2級	34,770円	34,970円	

屋外広告物掲出には許可が必要です

都市計画課 都市計画係 (Tel64-1532)



【違反広告物の例】

市内で屋外広告物の掲出をする場合は、福岡県屋外広告物条例に基づく市長の許可が必要です。▼ 広告板、広告塔などは、許可日より3年間有効となり、継続して掲出する場合は更新許可申請が必要です。また、はり札・立看板や広告幕の有効期間は、許可日より1カ月間となっています。▼ 広告物が道路の防護柵や電柱などに表示されると、自動車の安全な運行に支障をきたすおそれがありこれらの物件に表示することは禁止されています。